

答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）78条1項の規定に基づく徴収金額決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮詢があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、認容すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇区長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和5年1月19日付けの生活保護費徴収金決定通知書（以下「本件処分通知書」という。）により行った徴収金額決定処分（徴収決定額1,718,976円。以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由から本件処分が違法又は不当であると主張する。

1 請求人は、62歳から年金をもらえることを64歳の時に知った。当時請求人は、保護で申告する金額は、自分が働いて受け取った金額に対してのみ申告するものと思っていた。当時の担当職員も請求人に対し、年金を申告しなければならないことを何も言わなかった。そのため、年金に関しては申告する必要がないと誤解していた。

65歳になったとき初めて、請求人は担当職員から年金を申告しなければならないことを言われ、そのことを知った。その際、請求人は62歳から年金を受け取っていたことを担当職員に言っている。本件処分通知書の理由には「年金収入の申告を意図的に怠り、保護費を不正受給していたため」とあるが、意図的に申告しなかったのであれば、62歳から年金を受け取っていたことを言わなかつたはずである。

2 請求人は、しおりを受け取ったが、説明確認書に記載してある日付

及び名前は請求人が書いたものではない。これは明らかな文書偽造行為である。

今回（弁明書により）、保護を受けるに当たり、しおりを渡されていたことを知り、家中探したところ、確かにあり、「収入が増えたとき…」の中に「年金」と記載されていた。しかし、保護を初めて受給したときは、重度のうつ病で、毎日生きるのが辛く、○○ばかり考えていた。そのような精神状態の者に、生活保護のしおりを渡されても、読む気になれないし、書いてあることを理解することもできなかった。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 1月20日	諮問
令和7年 3月21日	審議（第98回第1部会）
令和7年 4月 4日	処分庁へ調査照会
令和7年 4月18日	審議（第99回第1部会）
令和7年 5月 2日	処分庁から回答を收受
令和7年 5月16日	審議（第100回第1部会）
令和7年 6月17日	審議（第101回第1部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の基本原理

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚

生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。

(2) 被保護者の届出義務

法61条は、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったとき、又は居住地若しくは世帯の構成に異動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとしている。

(3) 収入認定

ア 収入認定の原則

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・2は、収入の認定は月額によることとし、同・3・(2)・ア・(ア)は、恩給、年金、失業保険その他の公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとしている。

イ 年金等の収入

「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アは、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」としている。

ウ 平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」（以下「問答集」という。）問13－2・答3は、収入の増加が事後になって明らかになり、扶助費の額を遡及的に保護変更処分により減額変更する必要がある場合でも、行政処分の安定性の要請等から、遡及変更の限度は3か月程度と考えられるべきであるとしている。

また、問答集問11－17・答は、年金等の受給権を有することが明らかである被保護者に対しては、保護の補足性を説明して申請を行うよう指導すべきであるとしている。

(4) 費用返還義務

法63条は、被保護者が急迫の場合等において、資力があるにもか

かわらず保護を受けたときは、被保護者は、速やかに、保護を受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関が定める額を返還しなければならない旨を定める。

(5) 不正受給に係る保護費等の徴収

ア 法78条1項は、不実の申請その他不正な手段により保護を受け、又は他人をして受けさせた者があるときは、保護費を支弁した都道府県又は市町村の長は、その費用の額の全部又は一部を、その者から徴収するほか、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができるとしている。

イ 「生活保護行政を適正に運営するための手引について」（平成18年3月30日付社援保発第0330001号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「運営通知」という。）IV・4・(1)は、法78条の「不実の申請その他不正な手段」とは、「積極的に虚偽の事実を申し立てることはもちろん、消極的に事実を故意に隠蔽することも含まれる。刑法第246条にいう詐欺罪の構成要件である人を欺罔することよりも意味が広い。」としている。

(6) 遷及受給した年金収入の取扱い

ア 「生活保護費の費用返還及び費用徴収決定の取扱いについて」（平成24年7月23日社援保発0723第1号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。以下「取扱通知」という。）は、法63条に基づく費用返還と法78条に基づく費用徴収決定の取扱いについて定めたものである。

取扱通知1・(2)は、遷及して受給した年金収入については、定期的に支給される年金の受給額の全額が収入認定されることとの公平性から、自立更生費等の控除には厳格な対応が求められ、次のように取り扱うこととされている。

(ア) 保護の実施機関は、被保護世帯が年金の裁定請求を行うに当たり遷及して年金を受給した場合は、以下の取扱いを説明しておくこと。

- ① 資力の発生時点によっては法第63条に基づく費用返還の必要が生じること
- ② 当該費用返還額は原則として全額となること
- ③ 真にやむを得ない理由により控除を認める場合があるが、事前に保護の実施機関に相談することが必要であり、事後の相

談は、傷病や疾病などの健康上の理由や災害など本人の責めによらないやむを得ない事由がない限り認められないこと

- (イ) 原則として遡及受給した年金収入は全額返還対象となるとした趣旨を踏まえ、当該世帯から事前に相談のあった、真にやむを得ない理由により控除する費用については、保護の実施機関として慎重に必要性を検討すること。
- (ウ) 資力の発生時点は、年金受給権発生日であり、裁定請求日又は年金受給日ではないことに留意すること。また、年金受給権発生日が保護開始前となる場合、返還額決定の対象を開始時以降の支払月と対応する遡及分の年金額に限定するのではなく、既に支給した保護費の額の範囲内で受給額の全額を対象とすること。

さらに、取扱通知3は、被保護者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で、保護の実施機関への届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるときや、保護の実施機関及び被保護者が予想しなかったような収入があったことが事後になって判明したとき等は法63条の適用が妥当であるとする。他方、法78条の条項を適用する際の基準は次に掲げるものとし、「①保護の実施機関が被保護者に対し、届出又は申告について口頭又は文書による指示をしたにもかかわらず被保護者がこれに応じなかつたとき ②届出又は申告に当たり明らかに作為を加えたとき ③届出又は申告に当たり特段の作為を加えない場合でも、保護の実施機関又はその職員が届出又は申告の内容等の不審について説明等を求めたにもかかわらずこれに応じず、又は虚偽の説明を行つたようなとき ④課税調査等により、当該被保護者が提出した収入申告書が虚偽であることが判明したとき」を挙げ、当該基準に該当すると判断される場合は、法78条に基づく費用徴収決定を速やかに行うこととしている。

イ 問答集問13-23・答(3)は、法78条を適用する場合に関し、「保護の実施要領に定める収入認定の規定は、収入状況について適正に届出が行われたことを前提として適用されるものである。したがつて、意図的に事実を隠蔽したり、収入の届出を行わず、不正に保護を受給した者に対しては、各種控除を適用することは適當ではなく、必要最小限の実費を除き、全て徴収の対象とすべきである。」としている。

(7) 次官通知等の位置付け

次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく処理基準であり、運営通知及び取扱通知は、いずれも同法245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言である。また、問答集は、実務の適切な遂行に資するものとして、その内容も妥当なものであると認められる。

2 本件処分についての検討

上記1の法令等の定めを前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

法78条1項による徴収は、その徴収する額に100分の40を乗じて得た額以下の金額を徴収することができる（1・(5)・ア）など、不正事案に対し厳正に対処する趣旨を有したものであり、不利益処分として非常に重いものであることから、その適用に当たっては、処分庁として必要な調査・確認等を適正に行っていったことが前提となるものと解する。

処分庁は、請求人が「年金収入の申告を意図的に怠り、保護費を不正に受給した」ことを理由として本件処分を行っている。弁明書によれば、処分庁は、請求人が年金の受取口座を保護費の受取口座と異なる口座に指定していたこと等から、請求人に年金受給の事実を隠蔽する意思があったと判断している。

しかし、保護開始時に請求人から提出された資産申告書の「預貯金」欄には、請求人の年金振込先となった銀行口座の記載があることから、処分庁は、当該銀行口座の存在を把握していたといえる。また、請求人は、処分庁からの求めに応じ、老齢年金支払通知書、企業年金に係る証書及び振込通知書並びに通帳の写しを提出している。

これらの事実からすれば、請求人が、年金を受給している事実を故意に隠蔽したとまでは認められない。

また、請求人が保護開始時に60歳を超えていたことに鑑みれば、処分庁は、請求人が62歳から年金を受給できることを把握することが可能であったといえる。このことは、当審査会が処分庁に対して行った、行政不服審査法81条3項において準用する同法74条の規定に基づく調査に対し、請求人の厚生年金加入歴について保護開始時に調査しており、詳細については追加調査を要すると判断したこと、また、老齢年金の受給権については把握が可能であったことを処分庁自

ら回答している。また、処分庁は、審査請求人に対して年金受給の申請を行うように指導した記録は認められない。

遡及受給した年金収入が原則として全額返還対象となることは、上記1のとおりであるが、本件における事情に鑑みれば、処分庁としては、年金受給に係る確認・調査等を適正に行うことにより、請求人の年金受給の事実を早期に把握することが可能であったものであり、保護費の過大支給の責めを請求人のみに負わせるのは適切ではない。この点において、法78条1項の規定を適用して支給済み保護費の徴収を決定した本件処分は取消しを免れない。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙（略）